

熊本県公報

第11970号
平成22年12月21日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○道路の供用開始	(//) 2
○道路の区域変更	(//) 2
○定数漁業の許可申請期間の公示	(水産振興課) 2
公 告	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 3
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集	(自然保護課) 3
正 誤	
○平成22年11月30日熊本県人事委員会規則第31号(熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則)中	(人事委員会) 5

告 示

熊本県告示第1141号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年12月21日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字鵜渡崎255番、256番、259番、260番、263番、265番、字村上298番1から298番3まで、308番1、328番2、506番7、506番8、660番3、715番2、769番、771番、772番、772番3、773番から776番まで、779番から781番まで、787番1、793番1、800番1、字宇土迫811番、812番1、814番、818番、821番2、830番、833番1、835番、837番2、845番、851番1、852番、853番、867番から869番まで、871番、872番、873番1から873番3まで、875番、877番3、878番1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村上660番3、715番2、298番1・506番8・772番・772番3・773番・775番・776番・793番1・800番1(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成22年12月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市姫戸町姫浦 3359番3地先から 同所 3380番地先まで	21.0	地域連携国道 (取付道路設置)

2 供用を開始する期日 平成22年12月21日

熊本県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	熊本市河内町岳 5番2地先から 同所 1804番5地先まで	160.0	単道改 (市道付け替え)

2 供用を開始する期日 平成22年12月21日

熊本県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年12月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知火線	宇城市松橋町砂川字知火場 92番1地先から 同所 129番1地先まで	前	10.2 ～ 12.5	185.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路設 置)
			後	10.2 ～ 12.5		
				11.1 ～ 13.6	190.0	

2 区域を変更する期日 平成22年12月21日

熊本県告示第1145号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。

平成22年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間

平成22年12月21日から平成22年12月28日まで

公 告

熊本県公告第705号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字陣内1480番地
- 2 築造者の氏名 江藤健一郎
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字陣内字榎鶴1139番3、同1157番3及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.05メートルまで
- 5 道路の延長 58.99メートル
- 6 指定年月日 平成22年12月7日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第122号

熊本県公告第706号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称 熊本県富岡ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- (2) 場所 天草郡苓北町富岡字本丸地内
- (3) 施設の規模等 木造平屋建て（地下1階）、延床面積568.20平方メートル
- (4) 施設の概要 事務室、カウンターロビー、展示室、レクチャールーム、トイレ、地下倉庫、障害者用駐車場

2 指定管理者が行う業務

- (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
- (2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

4 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 熊本県富岡ビジターセンター指定管理者事業計画書及び収支予算書

- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面
 - (エ) 申立書
 - 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書

- (2) 申請書の提出先
 - 熊本県環境生活部自然保護課自然公園班（県庁行政棟新館5階）
 - 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-333-2274（直通）

- (3) 提出期間
 - 平成23年1月11日（火）から平成23年1月13日（木）までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。
 - 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) 提出部数
 - 2部

6 指定管理候補者の選定
平成23年1月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成22年12月21日（火）から平成23年1月13日（木）までの間に、交付する。

- 8 説明会
 - (1) 日時
 - 平成23年1月6日（木）午後1時30分から
 - (2) 場所
 - ビクターセンター内
 - (3) 説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。

- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、ビクターセンターの維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問い合わせ先
 - 5の(2)に同じ。

正 誤

平成22年11月30日熊本県人事委員会規則第31号（熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	47	除く。) 前項中	除く。) 前項中
5	2	除く。) 前項中	除く。) 前項中